令和７年度　中小規模事業者

省エネルギー対策等支援事業

未来へSwitch! ゼロカーボン さがみはら

相模原市では、市内の事業活動に伴う二酸化炭素排出量の削減と、再生可能エネルギー利用設備の導入を促進することを目的として、中小規模事業者(※)の皆様の計画的かつ自主的な省エネルギー対策等を支援するための事業を実施します。

無料！

省エネアドバイザー派遣事業

省エネに関する専門家が事業所を訪問し、効果的な省エネ対策について助言を行います。また、地球温暖化対策計画書の作成に関する助言も行います。

※ この事業は、相模原商工会議所が窓口となります。

※ 省エネアドバイザーは、全ての事業者が活用出来ます。

地球温暖化対策計画書制度

計画的な省エネ対策に取り組んでいただくため、CO_2の削減目標や目標達成のための取組などに関する計画を策定し、市へ提出する制度です。

※ 任意制度であり、計画書の提出を義務付けるものではありません。

※ 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金を申請する場合は、事前に提出が必要です。

中小規模事業者 省エネルギー設備等導入支援補助金

省エネ設備や太陽光発電設備の導入などに要する費用の一部(補助率 1/3 以内、上限 100 万円)を助成します。

※ 申請には「省エネアドバイザー」からの指導や、「地球温暖化対策計画書」の提出が必要です。

※ 補助対象経費の総額が 30 万円以上の事業が対象となります。

各制度の詳細は裏面をご覧ください

太陽光発電設備・蓄電池の特例制度について

再生可能エネルギー利用設備（太陽光発電設備・蓄電池）を導入する事業者に特例措置を設けました。太陽光発電設備・蓄電池を導入した場合は、それぞれ通常の補助額に加算額を特例措置として上乗せします。（最大補助上限額 326 万円　※太陽光、蓄電池ともに 20ｋＷｈの場合）

（１）太陽光発電設備（自家消費型もしくは余剰売電を行う設備）

発電出力１ｋＷあたり５万円を乗じた加算額（補助上限：発電出力２０ｋＷ、金額１００万円）

（２）蓄電池

加算額は蓄電池の価格の３分の１以内とし、4,800Ａｈ・セル未満の蓄電池については、蓄電容量１ｋＷｈ あたり 5.1 万円を乗じた額（上限蓄電容量２０ｋＷｈ、金額１０２万円）。4,800Ａｈ・セル以上については、蓄電容量１ｋＷｈ あたり6.3万円を乗じた額（上限蓄電容量２０ｋＷｈ、金額１２６万円）。

※特例制度は国の交付金を原資としており、FIT 又は FIP の認定を取得しないことが条件となります。

(※)支援制度を活用できる【中小規模事業者】とは・・・

事業者全体の年間エネルギー使用量が原油換算で 1,500 キロリットル未満の事業者

※「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」及び「神奈川県地球温暖化対策推進条例」によるエネルギー使用量等の届出制度において、その届出の義務が課されない規模の事業者。

○中小企業基本法に定める中小企業者は全て中小規模事業者となります。

○「病院」「学校」「社会福祉施設」などの運営事業者も中小規模事業者に含まれます。（国、県の届出制度対象事業者を除く。）

各支援制度の概要

省エネアドバイザー派遣事業（窓口：相模原商工会議所 経営支援課）

市内の事業所へエネルギー管理士等の専門家を無料で派遣し、節電・省エネに関するアドバイスや『地球温暖化対策計画書』の作成に関する助言・指導等を行います。

〇対象事業者　市内に事業所を有する事業者（業種や規模などの要件はありません）。

〇派遣申込等　・下記 URL より相模原商工会議所へお申し込みください。

URL：https://www.sagamihara-cci.or.jp/archives/56237

・１回の派遣時間は２時間以内、１社あたり２回までの派遣となります　↑商工会議所 HP

地球温暖化対策計画書制度

〇計画期間は３年とし、CO_2 の削減目標や目標達成に向けた取組などに関する計画を作成していただきます。
〇計画書は９月末日までに市へ提出してください（補助金を申請する場合は補助申請前に提出が必要です）。
〇計画書を作成した事業者の温暖化対策への取組を広く周知するため、計画書の概要を市 HP で公表します。
〇計画期間中は、各年度の計画書に基づく実施状況報告書を提出していただきます。

中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金

「地球温暖化対策計画書」を提出した中小規模事業者に対し、省エネ設備等の導入経費の一部を補助します。

〇補助額　上限 100 万円（補助率１／３以内）
※別途、太陽光発電設備・蓄電池の導入には特例措置の適用あり

〇対象事業者　市内に事業所を有し、「地球温暖化対策計画書」を市へ提出した市税に滞納の無い中小規模事業者

〇対象事業　・**補助対象経費の総額が３０万円以上**で、交付決定後に契約(発注)・工事着手し、令和８年２月２７日までに設置及び支払が完了し、かつ補助事業実績報告書が提出できる事業**(リースは対象外)**
・過去３年以内に省エネアドバイザーの派遣を受け、設置効果が認められた設備を導入する事業

〇対象設備　**高効率空調・照明設備、業務用冷凍冷蔵設備、交流電動機、太陽光発電設備、蓄電池、断熱工事他**（未使用品で事業の用にのみ供する設備が対象。居住スペース等へ導入効果が波及するものは対象外。）
※蓄電池は、太陽光発電設備と併せて導入するものが対象です。
※省エネ設備への更新は、一定の省エネ効果が認められる場合に対象となります。

対象事業者、対象設備等については他にも要件があります。市 HP をご覧いただくかお問い合わせください。

〇受付期間：令和７年６月２日（月） ～ 令和７年１０月３１日（金）（先着順）

☆制度を活用した事業者の事例を掲載しています（市 HP）⇒

環境経営をめざす中小事業者向けの支援

〇エコアクション２１相模原セミナー

エコアクション２１とは、環境省が策定した中小規模事業者等も取り組みやすい環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）です。環境経営に関する目標や仕組みを構築し、認証を取得できます。相模原セミナーでは認証取得をサポートする全５回の勉強会を**無料で**実施しています。

※このセミナーに関する事前説明会を令和７年７月２３日（水）に開催します。

〇エコアクション２１認証登録後の支援

・エコアクション２１認証登録支援補助金（上限２５万円）
・エコアクション２１設備導入支援補助金（市内事業所への省エネ設備の導入を補助）　↑詳しくは市 HP

お問い合わせ先
相模原市環境経済局環境部ゼロカーボン推進課
相模原市中央区中央 2-11-15　TEL：042-769-8240
E-Mail：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

省エネアドバイザーについては・・・
相模原商工会議所　経営支援課
TEL：042-753-8135